

京都市告示第 164号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成17年4月4日

京都市長 榎本 頼 兼

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
山科西野緯11号線	山科区西野櫃川町74番地の40地先から同町34番地地先まで	告示の日

(建設局道路部道路明示課)